

最終更新日:2016年5月13日

黒谷株式会社

代表取締役社長 黒谷 純久

問合せ先:経営企画部長 長房 政英 0766-84-0001

証券コード:3168

<http://www.kurotani.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ企業価値の最大化を目指し、株式会社としての社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その前提として当社の役職員は「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を遵守し、日常の業務活動を行っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】未掲載

##### 【補充原則1-2-2】

当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めております。また、当社は現時点では招集通知発送前にTDnetや自社ホームページに招集通知全文を掲載しておりませんが、今後、当該掲載につき検討してまいりたいと考えております。

##### 【補充原則1-2-4】

当社は現状、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりません。今後、国内外の機関投資家の比率や株主の利便性を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

##### 【原則1-4】

###### 〈政策保有に関する方針〉

当社における政策保有株式は、取引先との関係の維持・強化を目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものであります。

###### 〈保有の目的と合理性の検証〉

当社は、現在、取締役会において保有の合理性の検討は実施しておりませんが、今後は毎年、銘柄別に保有効果を検証するなどして保有の合理性を検討してまいります。

###### 〈議決権の行使基準〉

当社は、政策保有株式の議決権行使に当っては、提案されている議案について、株主価値の向上や持続的成長が期待できるか等を総合的に勘案した上で、賛否を決定して行使致します。

##### 【原則3-1】

###### (1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念を以下の通り定めております。

###### 〈経営理念〉

『資源の再生を通じ、地球環境保全に貢献しながら、伝統工芸美の創造と追求により、社会に豊かさと潤いの提供をはかる。』

また、経営戦略、経営計画につきましては、単年度の業績見通しは毎期開示しておりますが、中期計画については現時点では策定しておりません。長期ビジョンを掲げることで株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めておりますが、今後、中期的な経営環境を相応の確度で予想可能と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えております。

###### (5)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の指名に係る説明につきましては、これまで社外取締役、社外監査役候補者の指名の際にのみ行っておりました。今後は、全ての取締役・監査役候補者の指名に係る説明を株主総会参考書類にて開示してまいります。

##### 【補充原則4-1-2】

当社は、経営計画に関し、単年度の業績見通しは毎期開示しておりますが、中期計画については現時点では策定しておりません。長期ビジョンを掲げることで株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めておりますが、今後、中期的な経営環境を相応の確度で予想可能と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えております。またその上で、中期経営計画の進捗状況や結果分析につきましても、株主総会・決算説明会・投資家説明会等にて説明してまいりたいと考えております。

##### 【原則4-2】

当社は、適切なリスクテイクを推奨する環境を整備すると共に、取締役会で決議すべき事項については十分な審議検討を行い、決定した内容は取締役が実行責任を持ってこれを執行しております。

また、経営陣の報酬については、当社は現在、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等は導入しておりません。持続的な成長に向けた取締役のインセンティブ付けのあり方については、今後、検討してまいります。

##### 【補充原則4-2-1】

当社は現在、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等は導入しておりません。持続的な成長に向けた取締役のインセンティブ付けのあり方については、今後、検討してまいります。

##### 【原則4-8】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しております。豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督いただいておりますが、経営の健全性・透明性をさらに高めるべく、複数名の独立社外取締役の選任に関し、監査等委員会設置会社への移行も含め、今後、検討を行ってまいります。

#### 【補充原則4-8-2】

当社の独立社外取締役は現時点でも1名であるため、「筆頭独立社外取締役」の設置等は行っておりません。独立社外取締役が複数となった時点で検討したいと考えております。

#### 【原則4-9】

当社は、独立社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことを基本的な考え方として個別に判断しております。独自の独立性基準の策定に関しましては、今後必要に応じて検討してまいります。

#### 【原則4-11】

当社の取締役は担当事業分野に精通した者や豊富なビジネス経験を有する者、企業経営の経験者等で構成されております。また、当社の監査役には公認会計士、税理士、弁護士がおり、財務・会計に関する適切な知識を有しております。

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価に関しては現時点では実施しておりません。今後、検討を進めてまいります。

#### 【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性に関する分析・評価に関しては現時点では実施しておりません。今後、その実施に向け、検討を進めてまいります。

#### 【原則5-2】

当社は、経営戦略、経営計画につきましては、単年度の業績見通しは毎期開示しておりますが、中期計画については現時点では策定しておりません。長期ビジョンを掲げることで株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めておりますが、今後、中期的な経営環境を相応の確度で予想可能と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-7】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会での審議・決議・報告を要することとしております。また、毎期末に、当社の役員に対し関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施しており、関連当事者間の取引を管理する体制を構築しております。このほか、主要株主との取引についても、必要に応じて取締役会の付議事項とするなど、当社及び株主共同の利益を害することのないよう監視を行うこととしております。

#### 【原則3-1】

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を以下の通り定めております。

<基本的な考え方>

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ企業価値の最大化を目指し、株式会社としての社会的責任を果たすことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。その前提として当社の役職員は「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を遵守し、日常の業務活動を行っております。

<基本方針>

##### 1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、情報提供に努めると共に、適時開示規則には該当しない情報につきましても、適切な方法により迅速かつ公平に開示する方針です。

##### 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主はもとより、従業員、取引先、地域社会等、すべてのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。また、ステークホルダーとの協働を実践するため当社は「企業行動規範」を定め、さまざまなステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めています。

##### 3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社では、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、任意で適時開示を行っております。また、その他、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ホームページを通じ積極的に情報開示を行っております。

##### 4. 取締役会等の責務

当社は、取締役会及び経営会議において、企業戦略等の方向性を定めております。また、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び決裁権限基準等を定めており、取締役及び各部署の職務と責任を明確にすることで業務を担当する取締役の適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。さらに、当社の役員は取締役7名、監査役4名の合計11名で構成されており、うち4名が社外役員と全体の3分の1を占め、取締役の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しております。

##### 5. 株主との対話

当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠と考えております。そのため、IR担当取締役を中心としたIR体制を整備し、当社への理解を深めるための機会創出に努めています。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を以下の通り定めております。

<方針>

取締役の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として決定しております。

<手続>

「役員規程」に従い、報酬の総額を株主総会の決議によって定め、各個人への配分は、取締役会の承認を経た上で、社長が行うこととしております。なお、その際、独立社外取締役の意見にも配慮することとしております。

(4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を以下の通り定めております。

<方針>

「役員規程」に従い、法定の要件を備えていること、人格ならびに識見ともに優れていること、その職責を全うすることのできる者、を役員候補として決定することとしております。

<手続>

「役員規程」に従い、役員の選任は、社長が推薦し、取締役会の承認を受け、株主総会の決議により決定することとしております。なお、その際、

独立社外取締役の意見にも配慮することとしております。また、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

#### 【補充原則4-1-1】

当社は、経営の意思決定機関としての取締役会において法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。また、経営陣に委ねる範囲については、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び決裁権限基準等において、代表取締役社長、各取締役、各部門が有する権限を明確に定めております。

#### 【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会の規模として、取締役が5名～7名、監査役が3名～4名程度が適正と考えております。現状、取締役は7名（うち独立社外取締役は1名）、監査役は4名（うち独立社外監査役3名）となっており、取締役は担当事業分野に精通した者や豊富なビジネス経験を有する者、企業経営の経験者等で構成され、また、監査役には公認会計士、税理士、弁護士がおり、財務・会計に関する適切な知識を有しております。

当社は、取締役及び監査役の選任につきましては、法定の要件を備えていること、人格ならびに識見ともに優れていること、その職責を全うすることのできる者、を基準に選定し、社長が推薦の上、取締役会にて承認することとしております。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

#### 【補充原則4-11-2】

当社は、役員の兼任状況につきましては株主総会参考書類、有価証券報告書にて毎年開示しております。

現時点において、当社の取締役・監査役のうち社外監査役1名が当社以外の他の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、当該監査役を含め全ての取締役・監査役が、役員としての役割・責務を十分果たしており、業務に専念できる体制となっております。

#### 【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役がその役割や責務を適切に遂行していくためには、自らが必要な知識の習得に努めていくべきであると考えております。その上で当社は、社外取締役・社外監査役に対しては、当社が属する業界、事業概要、組織等に関する情報提供を随時行うと共に、社内の各取締役・監査役に対しては、それぞれの必要に応じ、外部講師による社内勉強会や当社が加入する団体・協会等が主催する研修会等への参加を推奨し、その際の費用負担は会社に請求できることとしております。

#### 【原則5-1】

当社は、株主からの対話の申込みに対する積極的に対応しております。

また、当社は株主との建設的な対話を促進するための方針を以下のように定めております。

(1)当社は、IR担当の取締役を選任しております。

(2)当社は、IR担当部署である経営企画部を中心に、総務、財務部門等のIRに関連する部署と日常的に情報共有を密にし、連携を取っております。

(3)当社は、株主・投資家・アナリスト向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長またはIR担当取締役が直接説明しております。

(4)当社は、IR活動にて把握された株主の意見等については、随時IR担当取締役を通して経営会議や取締役会に報告され、取締役や監査役との情報共有を図っております。

(5)当社は、内部者取引防止規程を定め、未公表の重要な事実を他者に伝えない等、インサイダー情報管理に留意しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
黒谷 純久	1,802,200	25.14
有限会社KHプレミアム	1,748,500	24.39
株式会社暁	1,000,000	13.95
株式会社エム・ケイ・コーポレーション	200,000	2.79
黒谷 曜	100,000	1.39
黒谷 昌輝	100,000	1.39
黒谷株式会社従業員持株会	73,400	1.02
株式会社北陸銀行	70,000	0.98
株式会社北國銀行	70,000	0.98
黒谷 春美	60,000	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

黒谷 純久

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期	8月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水野 憲一	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 憲一	○	—	水野憲一氏は、当社の企業理念に共感しその実現にむけて強い意志をもって行動すること、社内経営陣と独立した関係にあること、および2000年までの取引先である銀行経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから社外監査役として選任していたものであります。当社監査役として独立した立場と客観的視点から、当社の経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行い、適正にその職責を全うしていることから、独立役員として適任であると判断しこの度、独立役員として指定するものであります。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する

## 任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は期初に監査計画を協議し、その後も定期的に打ち合わせを行うことによって監査結果の情報・意見の交換を行い、相互に連携して効率的、効果的な監査に努めています。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、それぞれの監査の結果明らかになった課題を共有し、改善に向けた協議を行うとともに、次回監査計画へフィードバックしております。

なお、監査役に関しては、会計監査人より監査結果の詳細報告を受け、当該監査の適法性や監査結果の相当性について判断しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内山 俊彦	公認会計士													
石黒 洋二	税理士													
早川 元雄	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内山 俊彦	○	公認会計士内山俊彦事務所代表	内山俊彦氏は、公認会計士として、企業財務の専門的知見を有していることから社外監査役として選任しているものであります。また、証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するもの

石黒 洋二	○	石黒洋二税理士事務所代表 トナミホールディングス(株)社外監査役	あります。 石黒洋二氏は、税理士として豊富な専門的な知見を有していることから社外監査役として選任しているものであります。また、地方自治体代表監査委員および上場企業社外監査役としての経験も有しているうえ、証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のことから同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定するものであります。
早川 元雄	○	早川法律事務所代表	早川元雄氏は、21年間主に検事として刑事事件を扱うとともに、検察庁の要職を歴任更に公証人を経た後、現在は弁護士を務めており、法律の専門家として豊かな経験と高い見識に基づき広範かつ高度な視点から監査いただかめであります。当社と同氏の間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定するものであります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では必要性を認めておらず、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年8月期における当社の取締役7名に対する報酬等の額は、総額142百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。

(1)取締役

取締役の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るために、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として決定しております。

## (2)監査役

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、監査役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役および社外監査役をサポートする専従スタッフの配置をしておりませんが、必要に応じて総務部、常勤監査役並びに内部監査室が適宜対応しております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ企業価値の最大化を目指し、株式会社としての社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

当社における経営の意思決定及び監督につきましては、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成される取締役会にて行っております。また、取締役会の下には経営会議を置いており、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐しております。

監査機能については、当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人に所属する陸田雅彦氏、高村藤貴氏の2名が監査業務を執行しております。なお、継続監査年数につきましては、7年を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士4名、その他4名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役3名による外部的見地からの監視のもと、取締役会及び経営会議による審議・意思決定が行われており、現状の当社の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて適当なコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月31日決算につき、株主総会集中日はありませんが、株主の皆様が出席しやすい日程で株主総会を開催するように努めています。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」の中において、「社員の基本的人権の尊重」、「顧客の信頼の獲得」、「仕入先との自由公正な取引」、「公的機関との健全な関係」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業行動規範」の中において、「環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する。」と規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」の中において「社会とのコミュニケーション」を定め、「開かれた企業として必要な企業情報を幅広く適時・適切に開示し、また、社会の声に積極的に耳を傾け、社会とのコミュニケーションの促進をはかる。」と規定しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、事業目的の達成及び持続的な成長を確保する為に、適切な内部統制システムを構築することは経営上最も重要な課題の一つであると認識しております。このような認識の下、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。

ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。

ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。

(e) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び隨時に報告を求めるものとします。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者の設置を求めた場合には、取締役からの独立性に関する事項も含め、真摯に検討します。

(g) 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助すべき使用者を置いた場合には、当該使用者に対し、監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

(h) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用者は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役に適切な報告を行います。

(i) 子会社の取締役、監査役及び使用者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用者またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。

(j) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った取締役及び使用者(当社の子会社の取締役、監査役及び使用者またはこれらの者から報告を受けた者を含む)に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

(k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査役からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。

(l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用者は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいからなる取引も行いません。さらに、万一に備えて、反社会的勢力に関する情報収集と、有事の対処能力向上を主目的として、公益財団法人暴力追放運動推進センター等に入会しております。また、取引基本契約等の取引先との契約においても、反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統括部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促すこととしております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

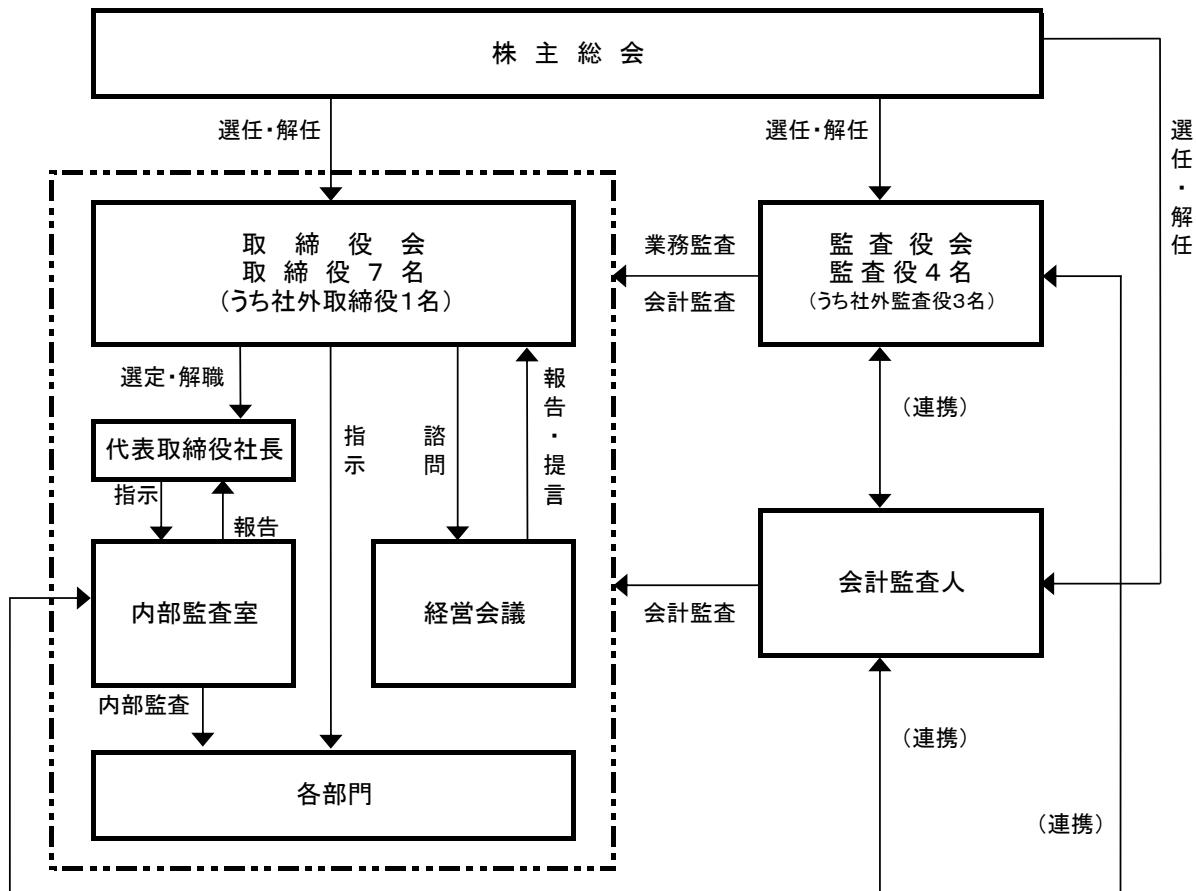
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

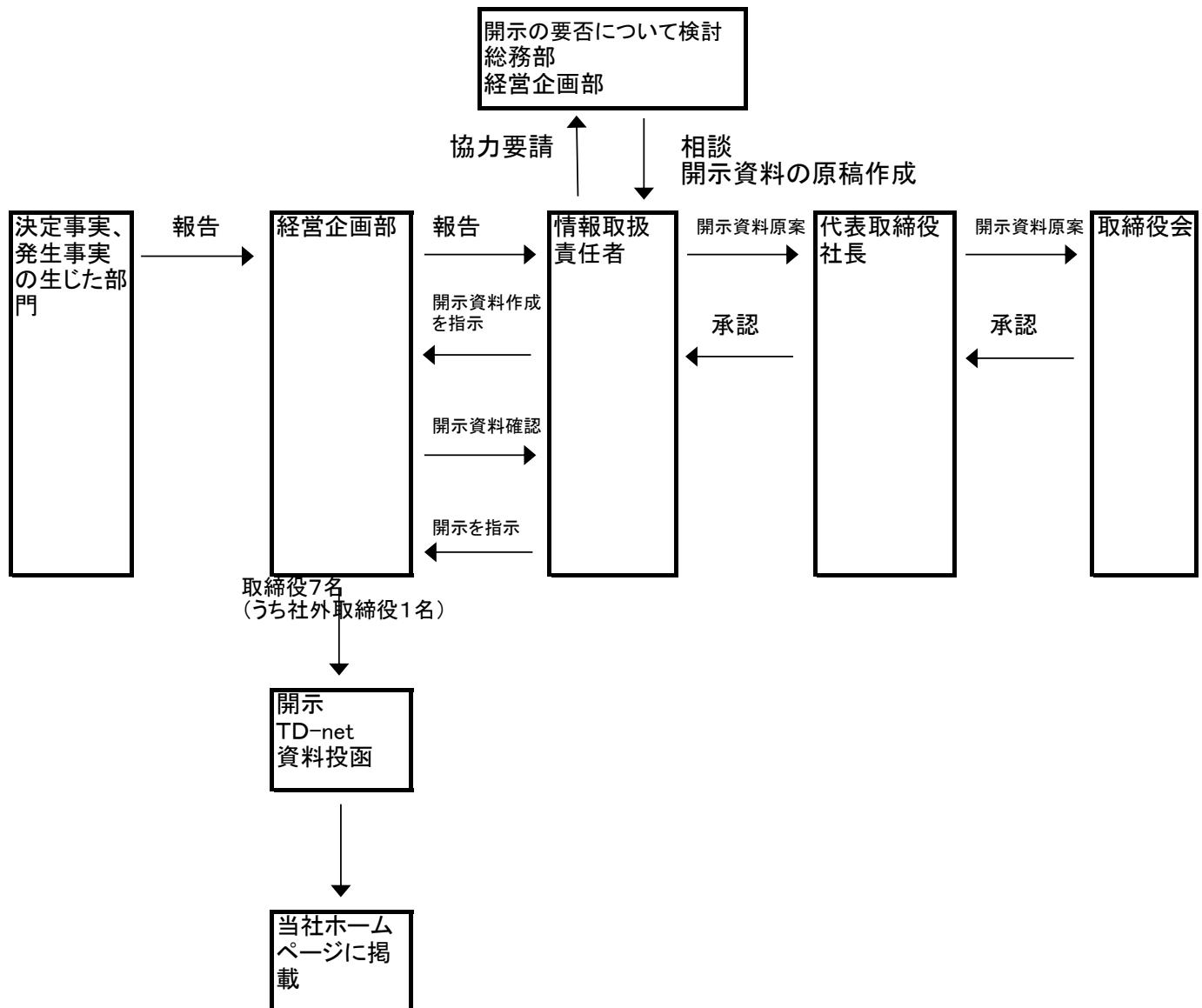
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

